

令和3年2月定例総会議事録

- 日 時 令和3年2月18日（木） 午前9時36分～午前11時05分
- 場 所 佐賀市役所大財別館4階 4-1、4-2会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
 - 第6号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第8号議案 非農地通知について
 - 第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第10号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）
 5. 閉 会

午前 9 時 36 分 開会

○会長

おはようございます。今日は雪の中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。特に雪がひどかったものですから、北部の方では三瀬の井上委員、富士の山口委員、嘉村委員さん方も非常に大変じゃないかなと思いつつ、早目に出席いただきましてどうもありがとうございます。

総会が皆さん方の御意見をいただきながら非常にスムーズにできるのも、やはり南部調査会、北部調査会、そして現地調査と、そのプロセスといいますか、申請人説明もありますし、その調査会及び現地調査がかなり充実した形で進められた結果の流れとして、この総会があるということをつくづく思います。私と秋吉副会長は、南部調査会、北部調査会の現地調査も出席させていただきまして、南部調査会長及び北部調査会長を中心として、皆様方がやはり慎重に審議され、そしてまた現地調査をされたその過程を踏んで、今日のこの総会に臨まれているということを私は非常に重く受け止めております。

そういう中で、ただいまから会議を進めていきます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和3年2月定例総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知15件、報告第3号 使用貸借解約通知11件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出4件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出5件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請4件、第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）1件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請8件、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第6号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転9件、第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定50件、第8号議案 非農地について12件、第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）9件、第10号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）2件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は2月5日、北部は2月8日に行っております。

また、調査会については、南部が2月9日、北部が2月10日に開催したことを報告します。
会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、9番委員の西委員、10番委員の平尾委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求めた案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～15

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から15番までの15件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページから10ページまでをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～11

○会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から11番までの11件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

報告第 4 号 形状変更届

1

○会長

報告第 4 号 形状変更届、報告番号 1 番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番から 4 番までの 4 件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から5番までの5件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、親族間の贈与の案件、審議番号2番は、別世帯間での親から子への贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び17ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号3番及び第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、申請人が同一農家世帯の案件で、農地法第4条の許可を得ることにより、農地法第3条の許可要件の一つである「全部効率利用要件」を満たすことから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号3番及び第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番の2件は、申請人が同一世帯農家の案件で、農地法第4条の許可を得ることにより、農地法第3条の規定による許可申請の全部効率利用要件を満たすことになるため、一括審議・一括採決を行いました。

まず、農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、農業を営んでいる申請人の配偶者が農地法第3条申請をするにあたり、申請人所有農地の一部が、申請人の実家敷地になっていることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

なお、現在、建物の一部が申請地へ越境しているため、越境部分を撤去する費用が事業費として計上されています。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

次に、農地法第3条の規定による許可申請、審議番号3番は、普通売買の案件で、譲受人は現在約1.2ヘクタールを適正に耕作されています。

本案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に

利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号3番、及び第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、新規就農の案件となりますが、申請地は親戚が所有する農地で、現在、譲受人は両親から営農指導を受けながら申請地を耕作されており、今回、所有権を取得して

引き続き、耕作していくとのことで、申請されております。なお、申請地近くには、亡き祖父の農家住宅があることから、通作にも問題はないとのことであり、地元農業委員との協議の結果、申請人説明を求めませんでした。

本案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

1

○会長

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約3町3反を耕作されており、願出地の近くで耕作されていることから、願出されたものです。

願出地は、平成3年に抵当権が設定された農地及び、平成11年に抵当権が設定された農地で、令和2年1月に差押登記がされています。その後、願出地のうち3筆については、令和2年11月に第三者が10年間の賃貸借による利用権の設定をされています。

このことについて、事務局から佐賀地方裁判所に確認したところによると、利用権の設定前に、抵当権に基づく差押登記が設定されているため、民事執行法の規定により、現在の利用権による耕作者は、競売による買受人に対抗できないとのことで、このことについて耕作者に確認したところ、耕作者もその旨を理解されているとの説明がありました。

その他、地元農業委員の説明などから、取得後全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件は、「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議、一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号2番について、申請人は、農業を営んでいますが、今般、しいたけ栽培と併せて収入の安定化を図りたく、営農型発電設備を設置することを計画し、一時転用申請されたものです。

審議番号3番については、今回の営農型発電設備の設置に伴い、重機等での作業が必要となるため、申請地を一時的に工事用の作業場として利用したく、一時転用申請されたものです。

申請人に、申請地東側にある素掘り水路について確認したところ、この水路は、申請地東側の農地所有者が設置、管理されており申請地を含めて、周辺農地は田越しで排水となっており、今回の転用については東側農地の所有者からも了解してもらっている旨の回答がありました。

また、委員より、ほだ木の入手先について質問があり、富士町のしいたけ農家の方から直接購入する旨の回答がありました。

さらに、今後の営農型発電設備の計画について確認したところ、現時点での計画はない旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である、一時転用の期限が3年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼ

す恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることについて、問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、ともに「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用）」の案件及び、それに伴う「工事用作業場（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

4ページの土地利用計画図を見ますと、パネルの左から4つ目のところに、現地を見ておりませんが、高低差があるような図示がされておりますけれども、そこにパネルを置くということになれば、平べったくなされる計画なのか。現状は高低差があるんですか。

○会長

はい、どうぞ。

○北部調査会長

高低差は左と右があるだけで、あとは左も右もそれぞれ大体同じぐらいの高さです。

左との高低差は1メートルぐらいあったと思います。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

その高低差のあるところにパネルは置いてあるので、どのような形で置かれるのかなと思ってお尋ねしました。

○北部調査会長

これは、図の左の方に線がひかれてありますが、その辺が境界になっていて高さが違います。それとか、右側はそれが1枚で、左側はそれが1枚ということになっています。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

資料4、北部現地調査会資料の1ページを御覧ください。

こちらに、A-A'断面という断面図がありまして、その真ん中が、今、御質問のあった、要はパネルの部分になります。

左側の支柱を若干低くして、右側の支柱を約2mということにして、天井の高さは変わらないような形にして調節をされる計画になっております。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可

することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6

第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番及び、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的を「店舗」から「一般住宅」へ変更する案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番及び第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件は、転用目的を「店舗」から「一般住宅」へ変更する案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番について、申請人は、家族3人で借家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったことから住宅建設を計画したところ、国道沿いで交通の便も良く、教育施設や店舗にも近く住環境が良いことから、

転用許可済みの申請地を適地と判断し、申請されたものです。

また、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番については、「店舗」として許可を受けていたものを「一般住宅」として事業承継したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当及び承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当及び承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可、及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番及び、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件については、申請どおり許可、及び承認することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近くに教育施設や医療施設もあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員より、雨水の排水先を確認したところ、事務局から、申請地内の開発道路側溝及び南側の市道側溝を経由して、申請地からやや東に離れた水路へ最終的に放流されるとの説明がありました。

また、2mセットバックして南側の市道を拡幅することについて確認したところ、申請人から、元々離合しにくい道路だったため、自主的にセットバックする計画であるとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設及び医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、現在、不動産業を営んでいますが、父が経営する共同住宅で駐車場が不足しているため、貸駐車場の計画をされたところ、申請地は共同住宅の近隣にあることから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道に近く、小学校や公共施設にも比較的近いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員より、4号地の雨水排水について、計画では北側道路側溝へ排水することとなっているが、距離があることから、東側の水路へ排水することはできないのか確認したところ、申請人から、河川管理者との事前協議で、排水は、北側でも東側でもどちらでもよいとの回答を受けているが、日照を考慮して、隣接する南側のガソリンスタンドからできるだけ離して、可能な限り北側へ建物を配置することを考えているため、計画どおりに北側道路側溝へ排水したいとの回答を得ました。

また、委員より、雨水排水について、申請地北西側の新設の暗渠管から既設の溜桝及び暗渠管を経由して、北側水路へ放流する計画となっているが、それらを経由せずに直接、北側水路へ放流することはできなかつたのか確認したところ、申請人から、河川管理者との協議で、現在の道路形状が既設の溜桝に向かって傾斜がついているため、直接北側水路へ排水するための勾配がうまく取れないこと、また、北側水路に設置されている既存の擁壁に新たな排水管を通すことは難しいとの指導があったことから、今回の排水計画となった旨の説明がありました。

さらに、既設の溜桝及び排水管を利用するにあたっては、事前に流量計算を行い、排水能力に問題ないことを確認済みであり、あわせて道路管理者との協議も行っているとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、申請地に隣接する宅地を所有し、家族と共に居住していますが、転用手続きを行っていなかったため是正したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、所有する農機具や農業用資材が増え、置き場所に困っていることから、自宅横の申請地に農業用倉庫を建築し、敷地を拡張したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8

○会長

審議番号7番及び8番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番は、転用目的が「道路」及び「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議、一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号7番について、申請人は、申請地の西側で建売分譲住宅の販売を計画していますが、今般、土地の調査をしたところ申請地が農地のままであることが判明したため適法化しなく、申請されたものです。

また、審議番号8番について、申請地は、閑静な集落内にあり、医療施設や商業施設にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、審議番号7番の道路の帰属について確認したところ、申請人が購入したあとに市へ寄付する計画であるとのことで、関係課との協議は済んでいる旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号7番の申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

審議番号7番について、農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）。

審議番号8番について、農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「道路」及び「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：57,697㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページから32ページまでをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

11を除く1～36

○会長

第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、取り下げされた審議番号11番を除く、審議番号1番から36番までの35件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

取り下げされた審議番号11番を除く、審議番号1番から36番までの35件

新規 13件： 93,122㎡

更新 22件： 108,297.38㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この35件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この35件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号35番、36番のレンコン栽培の賃借料が40千円になっているんですけど、米とか麦に比べるとすごく高いんですが、反収が高いから40千円になっているのか、それとも別の理由があるのでしょうか。

○会長

はい、事務局どうぞ。

○事務局

これはレンコンを作るためということで、特別に金額が高くなったということで聞いております。

以上です。

○委員

はい、分かりました。

○会長

いいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この35件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、取り下げされた審議番号11番を除く、審議番号1番から36番までの35件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書32ページから36ページまでをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

37～51

○会長

審議番号37番から51番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号37番から51番までの15件

新規 5件： 21,010㎡

更新 10件： 55,750㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この15件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この15件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号37番から51番までの15件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書37ページ及び38ページをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1～12

○会長

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から12番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から12番までの12件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この12件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この12件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この12件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から12番までの12件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書39ページ及び40ページをお開きください。

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5

○会長

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、除外目的が「分家住宅」及び「農業用資材置場及び農作業場」の案件で、一体的に造成される計画であることから、一括審議・一括採決としました。

農業振興課の説明などによると、審議番号1番について、申出人は、現在、借家に居住していますが、結婚を機に、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に近く農作業や両親の面倒を看る上で適地と判断し、申出されたものです。

また、審議番号2番について、申出人は、農業を営んでいますが、既存の農業用資材置場及び農作業場が手狭となったため、新たに整備したく、申出されたものです。

審議番号1番について、委員より、申出地西側に道路側溝を設置する必要があるか確認したところ、農業振興課から、申出地西側の道路との境界には、コンクリートブロックが設置され、申出地内の雨水については、北側の新設道路側溝に排水する計画となっているため、

道路側溝の必要性はないとの説明がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準について、審議番号1番は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当し、審議番号2番は、「農業用施設」に該当するため、ともに甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「車両置場の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、自動車整備業及び車両販売業を営んでいますが、事故車の保険査定のための車両保管期間が長くなったことや、農業用機械の整備点検や修理が増えたことから、既存の敷地では手狭となったため、申出されたものです。

委員より、申出地に接している県道には、一部に歩道が設置されているが、今回の申出に伴う歩道の設置計画などについて、道路管理者との協議等が行われているか確認したところ、農業振興課から、現時点では歩道設置に関する道路管理者との協議は行われていないとの説明がありました。これに対し、委員より、今後、道路管理者との協議を行って欲しいとの意見が出されました。

また、委員より、申出地は交差点に近いことから、交通安全上、見通しの妨げとなるような壁などが設置されないようにしてもらいたいとの意見が出されました。

さらに、委員より、農作業用車両置場について確認したところ、農業振興課から、農業用トラックやクレーク防災事業に係るリース車両、整備が必要なトラクターなどの農業用機械を置く場所として確保されており、農業用機械については、農作業の繁忙期を中心に、JAやメーカーなどが対応できない時に、簡単な整備やメンテナンスなどの要望に対応されているとの説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、市営住宅に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に隣接し、農業や両親の面倒を見る上で適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番も、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、子供の成長に伴って手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に近く、農作業や両親の面倒を見る上で適地と判断し、申出されたものです。

委員より、申出地の西側に隣接する公衆用道路の所有者について確認したところ、農業振興課から、譲渡人所有の道路であるとの説明がありました。また、委員より、占用部分について確認したところ、公図上は水路になっているが、現況としては道路として利用されているとの説明がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第

1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申出どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「分家住宅」及び「農業用資材置場及び農作業場」の案件で、一体的に造成されるものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

南部調査会で慎重審議されたと思いますけれども、1点だけ御質問したいと思います。

今回の申請では、1番目の方は分家住宅で500平米、もう一つの方は農業用施設ということで、隣に一体的に造成されるものであるということで、通常は、こういった農振除外までかけてやるところとイメージをすると、ほかのところの人が見るときに、一体でやれば、片一方は農業用施設でいいじゃないか、片一方は住宅でいいじゃないかというような感じになる。例えば、今もほかのところでも出ていますが、大体農地を一部利用で一部そういった形にされるという状況で、ここは一体ですから500平米以上あるじゃないかと、一般的な人が見たときに、そういうふうに思われるんじゃないかと思いますので、今回同時に農振除外をしてやるというのはどうかなというのがありますが、そういったところについては

どうでしょうか。

○会長

事務局。

○事務局

ただいまの御質問につきましてですけれども、見た目で500平米以上に見えてしまうということではございますけれども、今回、申請者は別々であり、片方は譲渡人の孫、片方は譲渡人の子になる、このような形の申請でございまして、目的も別でございます。土地が隣の場所になるという形で、見た目は一緒に見えるというのはあるかもしれませんが、案件としては全く別ものでございますので、その点について申出できませんということは難しいのかなと思っております。

○会長

委員、それでいいですか。

○委員

よくあるのが、通常の農家の人でも同じですよ。まず、圃場整備をしている土地で、一体造成をする必要があるのかなと。農業用施設であれば、少し時期をずらしてでもいいのかなというふうに思うんですけどね。この住宅を造るときに一緒にしなければいけないというふうな感じになってしまっていますよね。こここのところは、やっぱり農振除外するよりも、何か少し規制をかけるべきじゃないか。分家住宅は分家住宅でやりますよという部分では許可していいですけどもね。ほかの人も、あれでいいなら、私も農業用施設を横に造ってやればよかったなというふうな感じになるというのは、基本的な分家が500平米までいいよというのと、農業用施設を造っていいよというのと切り離すべきじゃないかなという考えはありますけれども、最終的には南部調査会で協議をされて、これでよかったよということですけども、よく言われるのは、後から見て、ああ、あそこに住宅が、田んぼの真ん中にぽつとできたな、あれはおかしいじゃないかと、みんながおかしいじゃないかと言いながら、もう農業委員会は通っていますよ。そしたら、あれでいいなら俺もするかなというのが出る。結構そういうのがあって、一番目立つところでそういうのがあります。ということになれば、そんなら俺もその手法でしましようというときに、行政としても、歯止めと言いますか、まずはルールがあるかなというふうに思うんですけどね。この前も言いましたが、考え方としてどうかなということですが、皆さんどうでしょうかね。農業委員会で、結果としてはそう

いうふうになりましたと。多分、外から見た人は、一体でしているから、農業用施設とってそこに分家住宅の人が車をその敷地のところに置くという感じもあるかなというふうに思いますのでね、そういったところについての疑問点が私にあったということで、今回は許可になるだろうなと思いますけれども、やっぱり疑問点は疑問点として次のときに時期をずらしてやるとかというのはどうでしょうということです。長くなりましたけど。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

まず、委員が言われていることについては、一定の理解は事務局としてはさせていただきますが、まず、農振除外というのは毎月申出できるものではなく、佐賀市では3か月に一回の申出となっております。

それと、同時に造成するのは認められないというのは、法的に農業委員会としては言えないと思っております。先ほど事務局から申しましたとおりに、そこを転用する方も違えば、転用目的も違います。1年後にこの転用の許可が出た場合には、転用許可済標識をお渡しするようにしておりますが、必ず、転用許可を受けた方には、造成の際には、その標識を立てていただくよう、造成後には撤去して構いませんけれども、必ず立てていただくというお願いをしております。

そこはやはり、地元の農業委員さん、推進委員さんにきちっと見ていただいて、農業用施設以外の利用がこの農業用施設のところでされているようであれば、それは指導をしていただくということでお願いをしたいと思えます。

委員のお話でいくと、例えば分家住宅を兄弟で隣同士に建てた場合に、片一方の人が他方の敷地に車を止めているというようなことも厳密に言わなければならないし、また、一体的に造成することは難しいですよと、一月ずらしてくださいという指導は事務局としては言えないということでもあります。

これまでも、一体的な造成については審議をされて認めていただいておりますし、これからもそういう流れになるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書40ページ及び41ページをお開きください。

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

6・7・8・9

○会長

審議番号6番から9番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番は、除外目的が「認定こども園の園庭」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、認定こども園を運営していますが、年々園児数が増加し、既存の園庭では手狭になってきたため、新たに園庭の設置を計画したく、申出されたものです。

委員から、園庭の適正面積について質問があり、農業振興課から、園児数が当初の約2倍にまで増加しており、運動会を行う際には、近隣の小学校のグラウンドを借りて実施しているなど、今後、園児数の増加が見込まれるため、この面積での申出になったとの説明を受けているとの回答がありました。

さらに農業振興課より、市内の他の認定こども園の園児一人当たりの園庭の面積を調査した結果、他の園と比べても著しく広いとは認められないため、園庭の広さについては妥当と判断した旨の説明がありました。

また、委員から、申出地西側に残る農地について質問があり、農業振興課より、地元との協議の上でこのような形になっており、営農に支障もないため問題はない旨の説明がありました。

さらに委員から、申出地南側に埋設されているパイプラインが破損した場合の対応について質問があり、農業振興課より、工事中に破損した場合は申出人が補修し、それ以降についても、破損した場合には申出人と管理者で協議して解決する旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、造園業を営んでいますが、今般、新たに土木業も営むことを計画したところ、造園用の資材置場として利用してきた土地が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

委員から、申出地の北側にある処分樹木の一時置場について、搬送及び最終的な処分の方法について質問があり、後日、農業振興課が申出人に確認したところ、搬送についてはトラックで運び込み、最終的な処分については、半年ほど乾燥期間を設けたうえで裁断し、県外の処分場へ運んでいるとの説明があったと報告がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明な

どによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、申出地一帯は、地形的な問題等から安定したサービスの提供ができない地域となっており、携帯電話無線基地局の新設が必要であるため、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号により、許可不要と決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「民宿の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業の傍ら農家民宿を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、現在、農作業小屋及び休憩所として利用している土地が農地であることが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号6番から9番までの4件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

土地利用計画図の12ページを見ますと、西側に残地ということで学習菜園を計画されてお

りますけれども、今回の申出から外れていると思います。

そういう中で、どういう使い方をされるか分かりませんが、盛土とかされれば形状変更とかあるんじゃないかなと思うので、この辺はそのままの状態が使われるものか、その辺をお聞きします。

○会長

事務局いいですか。

○事務局

今聞いているところによると、そのまま農地として使って、認定こども園の芋堀りであったりとか、そういう実習田として活用していきたいということで聞いております。

○委員

特段盛土はないということですね。

○事務局

はい、今のところはですね。

○委員

こう見た感じ、残り地は何か水がたまるような感じを受けるもので、造成とかされるんじゃないかなと思いましたので。そのままだったらいいです。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書42ページをお開きください。

第10号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1・2

○会長

第10号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時5分 閉会